

災害時における緊急避難場所

# 自主開設マニュアル

## 作成の手引き

2024 年(令和 6 年)6 月

福 山 市

## 内容

|                                            |           |
|--------------------------------------------|-----------|
| はじめに .....                                 | 1         |
| <b>1 基本事項の確認.....</b>                      | <b>2</b>  |
| ■ 緊急避難場所と避難所 .....                         | 2         |
| ■ 緊急避難場所への避難が必要な人の考え方 .....                | 2         |
| ■ 【参考】 避難行動判定フロー（内閣府） .....                | 3         |
| ■ 警戒レベルと避難行動 .....                         | 5         |
| <b>2-1 緊急避難場所の自主開設 ～土砂災害・洪水の場合～.....</b>   | <b>7</b>  |
| ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方 .....                   | 7         |
| ■ 【参考】 水害時に市が開設する緊急避難場所（基幹緊急避難場所）一覧表 ..... | 9         |
| <b>2-2 緊急避難場所の自主開設 ～地震・津波の場合～ .....</b>    | <b>10</b> |
| ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方 .....                   | 10        |
| ■ 【参考】 津波浸水想定区域を含む学区・地区一覧表.....            | 12        |
| <b>3 自主開設に当たって ～共通編～.....</b>              | <b>13</b> |
| ■ 開設に当たって気をつけること.....                      | 13        |
| ■ 運営に当たって気をつけること.....                      | 13        |
| <b>4 参考資料 .....</b>                        | <b>14</b> |
| ■ 学区・地区自主開設マニュアル（ひな形）資料① .....             | 15        |
| ■ 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト資料②.....             | 17        |
| ■ 避難者受付表（個人記入用）資料③.....                    | 18        |
| ■ 避難者名簿一覧表（運営保管用）資料④.....                  | 19        |
| ■ 市への状況報告メモ資料⑤.....                        | 20        |

## はじめに

---

このマニュアルは、地域が緊急避難場所の自主開設を円滑に行うため、開設・運営に関する手順や要領をまとめたものです。

災害発生時には、その災害の種別に応じて、危険な場所にいる人の避難が必要となります。

福山市では、災害発生のおそれがある場合に緊急避難場所を開設しますが、その対応には限りがあります。

このため、地域でも必要に応じて緊急避難場所を自主開設していただき、緊急避難場所の確保に御協力いただくようお願いします。

また、この手引きでは、各地域に共通する基本的な事項を記載していますので、その他、地域の実情に応じて必要な対応を追加していただき、いざという時に緊急避難場所の自主開設・運営がより円滑に実施できるよう、事前の準備をお願いします。

なお、本市においても自主開設された緊急避難場所との連絡体制を構築し、可能な支援に努めたいと考えていますので、緊急避難場所を自主開設された場合には、ホットラインにより市へ開設連絡をしていただくようお願いします。

# 1 基本事項の確認

## ■ 緊急避難場所と避難所

| 名称     | 定義                             | 環境                       | 持参が必要なもの                                                                                           |
|--------|--------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急避難場所 | 切迫した災害の危険から命を守るために緊急一時的に避難する場所 | 基本的に食糧等の提供はない            | ・ 非常時持出品<br>食糧、飲料水、衣類、毛布、ラジオ、貴重品、携帯用トイレ、その他必要なもの（粉ミルク、哺乳瓶、服薬中の薬等）                                  |
| 避難所    | 災害により住宅を失った方が、一定期間、避難生活をする場所   | 食糧、毛布などは市が用意する。（備蓄・応援物資） | 家族の状況に応じて必要なものは各自持参<br>・ 幼児がいる場合は、おむつ、おしりふき、粉ミルク、哺乳瓶等<br>・ 高齢者がいる場合は、常備薬、服薬中の薬、老眼鏡、入れ歯、介護用品（杖など）、等 |

## ■ 緊急避難場所への避難が必要な人の考え方

「●●学区・地区に発令」とされた場合、その学区・地区にいるすべての方の避難が必要なわけではありません。避難が必要なのは、災害ごとに危険な場所にいる方です。

### 土砂災害の場合

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、土砂災害警戒区域や、がけの近く、谷の出口など土砂災害のおそれがある場所にいる人

- ☞ 自宅等が土砂災害警戒区域内に入っているかを事前に確認！  
(土砂災害警戒区域は、水害ハザードマップやホームページで確認してください。)

### 洪水の場合

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、対象となる河川の洪水浸水想定区域内で、浸水する深さなどから考えて、危険な場所にいる人

- ☞ 自宅等がどの河川の浸水想定区域に入っているかを事前に確認！  
(各河川の浸水想定区域は、水害ハザードマップやホームページで確認してください。)

### 地震の場合

- ☞ 事前に避難情報(警戒レベル)が発令することが困難なため、地震が発生したら、自主的に地震緊急避難場所へ避難する！

### 津波の場合

避難情報(警戒レベル)が発令されたエリアで、津波浸水想定区域内で、浸水する深さなどから考えて、危険な場所にいる人

- ☞ 自宅等が津波浸水想定区域に入っているかを事前に確認！  
(津波浸水想定区域は、津波ハザードマップや市のホームページで確認してください。)

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に  
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、  
自宅の災害リスクととるべき行動を  
確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか  
確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い  
区域を着色した地図です。着色されていないところ  
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土  
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村  
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して  
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、  
**立退き避難**（自宅の外に避難）が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう  
おそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、  
水・食糧などの備えが十分にある  
場合は**屋内安全確保**（自宅に留まり安全  
確保すること）も可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間  
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚  
や知人はいますか？

はい

**警戒レベル3 高齢者  
等避難**が出たら、**安全な親戚や知人宅に  
避難**しましょう（日頃から相談しておき  
ましょう）

いいえ

**警戒レベル3 高齢者  
等避難**が出たら、市  
区町村が指定してい  
る**指定緊急避難場所**  
に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚  
や知人はいますか？

はい

**警戒レベル4 避難指示**  
が出たら、**安全な親戚  
や知人宅に避難**しま  
しょう（日頃から相談  
しておきましょう）

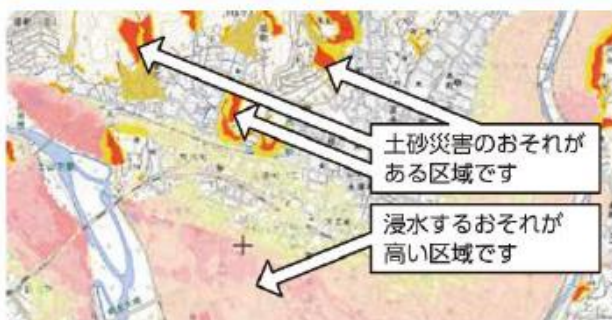
いいえ

**警戒レベル4 避難指示**  
が出たら、市区町村が  
指定している**指定緊急  
避難場所**に避難しま  
しょう

## 避難行動判定フローの参考情報

### ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

| 凡 例                         |                                                       |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>水 害</b>                  | <b>土砂災害</b>                                           |
| 洪水浸水想定区域<br>(浸水深)           | 土砂災害警戒区域：<br>土砂災害のおそれがある区域                            |
| 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) | 土砂災害特別警戒区域：<br>建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域 |
| 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |                                                       |
| 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |                                                       |
| 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |                                                       |

ハザードマップホームページ

検索



### ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3～4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)  
水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使  
用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには①及び③の記載はありません。



警戒レベル3や警戒レベル4が出たら、危険な場所から避難しましょう。



「避難」とは「難」を「避」けることです。  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。



避難先は小中学校・交流館ではありません。  
安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することも考えてみましょう。

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。  
普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、交流館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

## ■ 警戒レベルと避難行動

### 警戒レベル 1 は、「災害への心構えを高める」

「警戒レベル 1」は、災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めてください。

### 警戒レベル 2 は、「ハザードマップなどで避難行動を確認」

「警戒レベル 2（大雨注意報や洪水注意報など）」は、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。

ハザードマップで災害の危険性のある区域や緊急避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備えて自らの避難行動を確認しておきましょう。

### 警戒レベル 3 は、「高齢者や要介護者等が避難」

警戒レベル 3「高齢者等避難」が発令された段階では、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人、避難を支援する人などは安全な場所へ避難しましょう。また、それ以外の人は、いつでも避難できるように準備をしましょう。

### 警戒レベル 4 は、「対象地域住民の全員避難」

警戒レベル 4「避難指示」が発令された段階では、危険な場所にいる人は全員速やかに避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行ってください。

### 警戒レベル 5 は、「命を守るための最善の行動を」

警戒レベル 5「緊急安全確保」の段階では、すでに災害が発生している状況ですので、命を守る最善の行動をとってください。

| 警戒レベル                        | 居住者等が取るべき行動                                                                                                                                                                                                                                                  | 行動を居住者等に促す情報  | 備考   |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|
| 5                            | <div>●命の危険 直ちに安全確保</div> <div>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</div>                                                                                                                                                                                         | 緊急安全確保        | 市が発令 |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~ |                                                                                                                                                                                                                                                              |               |      |
| 4                            | <div>●危険な場所から全員避難</div> <div>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</div> <div>・洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、<u>自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動</u>する。</div> <div>・土砂災害のリスクがある区域等においては、<u>自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動</u>する。</div> | 避難指示          |      |
| 3                            | <div>●危険な場所から高齢者等は避難</div> <div>・<u>高齢者等の要配慮者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）</u>する。</div> <div>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</div>                                                                                        | 高齢者等避難        |      |
| 2                            | <div>●自らの避難行動を確認</div> <div>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、<u>避難に備え自らの避難行動を確認</u>する。</div>                                                                                                                  | 注意報（洪水、大雨、高潮） |      |
| 1                            | <div>●災害への心構えを高める</div> <div>防災気象情報等の最新情報に注意する等、<u>災害への心構えを高める。</u></div>                                                                                                                                                                                    | 早期注意情報        |      |

## 2-1 緊急避難場所の自主開設 ～土砂災害・洪水の場合～

### ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方

#### ○市が行う緊急避難場所開設の流れ

##### 【警戒レベル3】高齢者等避難の場合

| 地域を限定して発令する場合                                                                                                                                                               | 市内全域を対象として発令する場合                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>発令された地域の<br/>学区・地区を基本に各1か所を開設</b></p> <p>※開設者<br/>【平日昼間】市職員<br/>【平日夜間・土日祝日】基幹緊急避難場所早期開設者(在住行政職員・交流館長・自主防災組織) ※<span style="color: red;">うつみ市民交流センターは市職員で開設</span></p> | <p><b>14か所を開設</b><br/>(まなびの館ローズコム、鞆交流館、赤坂交流館、走島交流館、旭小学校、西部市民センター、北部市民センター、東部市民センター、山野旧学校施設、かんなべ市民交流センター、しんいち市民交流センター、常金丸交流館・常金丸小学校、想青学園、うつみ市民交流センター)</p> <p>※網掛けはペット可の緊急避難場所</p> |

※「台風タイムライン」により、市全域(14か所)を開設する場合は、土日祝日も市職員で開設

##### 【警戒レベル4】避難指示の場合

| 地域を限定して発令する場合                                                                                                                                                               | 市内全域を対象として発令する場合                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>発令された地域の<br/>学区・地区を基本に各1か所を開設</b></p> <p>※開設者<br/>【平日昼間】市職員<br/>【平日夜間・土日祝日】基幹緊急避難場所早期開設者(在住行政職員・交流館長・自主防災組織) ※<span style="color: red;">うつみ市民交流センターは市職員で開設</span></p> | <p><b>学区・地区を基本に各1か所を開設<br/>(9ページに記載の市内76か所を開設)</b><br/><span style="color: red;">※大雨を想定し、土砂災害・洪水のいずれにも対応できる緊急避難場所を開設</span></p> |

## ○自主開設をする場合の流れ ～土砂災害・洪水の場合～



### ①自主開設の必要性の検討

- ・市の開設緊急避難場所だけで足りているか、地域でも自主開設が必要か、ということを検討します。
- ・自主開設した場合の代表者（運営役員）を確保してください。

### ②開設場所の確認と調整

- ・自主開設しようとする施設が、予想される災害に対して安全な場所にあることを、ハザードマップ等で確認します。
- ・緊急避難場所として使用できるかどうか、施設の事前点検を行います。
- ・公立小中学校を自主開設する場合は、教職員の勤務時間内は当該学校へ、それ以外の時間帯については教育委員会（教育総務課 084-928-1108）へ、必ず事前に連絡し、了承を得てください。
- ・交流館を自主開設する場合は、原則、自主防災組織等から交流館長に開錠を依頼することとし、市が貸与した鍵は、交流館長が対応できない場合にのみ使用してください。

### ③緊急避難場所の開設

- ・自主開設したことを、地域住民へ連絡し、必要により避難誘導を実施します。
- ・緊急避難場所を自主開設した場合は、市へ必ず連絡してください。その際、緊急避難場所の代表者の連絡先等を確認させていただき、市と相互に連絡できる体制を作ります。緊急避難場所で物資など必要なものがあれば可能な範囲で対応します。

【危機管理防災課】 084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】 084-928-1154

### ④緊急避難場所の運営

- ・避難者が避難してきたら、資料③、資料④等を活用して、避難者の受付を行います。
- ・緊急避難場所の状況は、正時（毎時 0 分）を目安に確認し、取りまとめておきます。

## ■【参考】水害時に市が開設する緊急避難場所（基幹緊急避難場所）一覧表

※地域を限定した警戒レベル3の発令時や警戒レベル4の発令時

| No. | 学区・地区(50音順) | 基幹緊急避難場所     | No. | 学区・地区(50音順) | 基幹緊急避難場所      |
|-----|-------------|--------------|-----|-------------|---------------|
| 1   | 赤坂          | 赤坂交流館        | 43  | 常金丸         | 常金丸交流館・常金丸小学校 |
| 2   | 曙           | 曙小学校         | 44  | 津之郷         | 津之郷小学校        |
| 3   | 旭           | 旭小学校         | 45  | 坪生          | 坪生小学校         |
| 4   | 旭丘          | 旭丘小学校        | 46  | 手城          | 手城小学校         |
| 5   | 網引          | 網引小学校        | 47  | 戸手          | 戸手小学校         |
| 6   | 有磨          | 芦田中学校        | 48  | 鞆           | 鞆交流館          |
| 7   | 泉           | 泉小学校         | 49  | 長浜          | 長浜小学校         |
| 8   | 伊勢丘         | 東部市民センター     | 50  | 西(芦田川より東)   | 西小学校          |
| 9   | 遺芳丘(今津)     | 遺芳丘小学校       | 51  | 西(芦田川より西)   | 明王台小学校        |
| 10  | 遺芳丘(高西)     | 西部市民センター     | 52  | 西深津         | 西深津小学校        |
| 11  | 遺芳丘(東村)     | 東村旧学校施設      | 53  | 能登原         | 能登原旧学校施設      |
| 12  | 内浦          | うつみ市民交流センター  | 54  | 野々浜         | 野々浜小学校        |
| 13  | 内海          | うつみ市民交流センター  | 55  | 走島          | 走島交流館         |
| 14  | 駅家          | 北部市民センター     | 56  | 服部          | 服部旧学校施設       |
| 15  | 駅家西         | 駅家西小学校       | 57  | 東           | 東小学校          |
| 16  | 駅家東         | 駅家北小学校       | 58  | 光(芦田川より東)   | 光小学校          |
| 17  | 大谷台         | 東朋中学校        | 59  | 光(芦田川より西)   | 明王台小学校        |
| 18  | 大津野         | 大津野小学校       | 60  | 引野          | 引野小学校         |
| 19  | 春日          | 春日小学校        | 61  | 久松台         | 久松台小学校        |
| 20  | 霞           | 霞小学校         | 62  | 日吉台         | 日吉台小学校        |
| 21  | 金江          | 精華中学校        | 63  | 広瀬          | 広瀬交流館         |
| 22  | 神村          | 神村小学校        | 64  | 深津          | 深津小学校         |
| 23  | 加茂          | 加茂中学校        | 65  | 福相          | 福田交流館         |
| 24  | 川口          | 川口小学校        | 66  | 藤江          | 藤江小学校         |
| 25  | 川口東         | 川口東小学校       | 67  | 本郷          | 本郷小学校         |
| 26  | 神辺          | かななべ市民交流センター | 68  | 幕山          | 幕山交流館         |
| 27  | 熊野          | 熊野小学校        | 69  | 松永          | 西部市民センター      |
| 28  | 蔵王          | 蔵王小学校        | 70  | 道上          | かななべ市民交流センター  |
| 29  | 桜丘          | 桜丘小学校        | 71  | 緑丘          | 緑丘小学校         |
| 30  | 山南          | 清神会館(山南交流館)  | 72  | 南           | まなびの館ローズコム    |
| 31  | 樹徳          | 樹徳小学校        | 73  | 御野          | 御野小学校         |
| 32  | 新市(芦田川より北)  | しんいち市民交流センター | 74  | 箕島          | テクノ工業団地事務所    |
| 33  | 新市(芦田川より南)  | 福田交流館        | 75  | 水呑          | 向丘中学校         |
| 34  | 新涯          | 新涯小学校        | 76  | 御幸          | 御幸小学校         |
| 35  | 瀬戸          | 瀬戸小学校        | 77  | 明王台         | 明王台小学校        |
| 36  | 千田          | 千田小学校        | 78  | 宜山(芦田川より北)  | 駅家南中学校        |
| 37  | 高島          | 高島小学校        | 79  | 宜山(芦田川より南)  | 福田交流館         |
| 38  | 竹尋          | 竹尋小学校        | 80  | 柳津          | 柳津小学校         |
| 39  | 多治米         | 多治米小学校       | 81  | 山手          | 山手小学校         |
| 40  | 千年          | 想青学園         | 82  | 山野          | 山野旧学校施設       |
| 41  | 中条          | 中条小学校        | 83  | 湯田          | 湯田小学校         |
| 42  | 常石          | 常石ともに学園      |     |             |               |

※2024年(令和6年)6月時点

## 2-2 緊急避難場所の自主開設 ～地震・津波の場合～

### ■ 緊急避難場所開設の基本的な考え方

#### 地震の場合

- ・ 地震緊急避難場所（地震から身を守ることができる広い場所）へ避難する。
- ・ 屋外が基本となるため、開設の概念はない。
- ・ 被害の状況により、安否確認などを実施する。
- ・ 余震のおそれが低くなった後、住宅を失った人等は、市が開設する避難所へ避難する。

#### 津波の場合

- ・ 福山市へ津波警報などが発令された場合、本市は津波浸水想定区域を含む学区・地区に対して、避難指示を発令します。
- ・ 津波の場合、津波浸水想定区域外への避難が基本です。余震のおそれがあるため、津波浸水区域外の緊急避難場所については、グラウンドなど屋外の広い場所としてください。

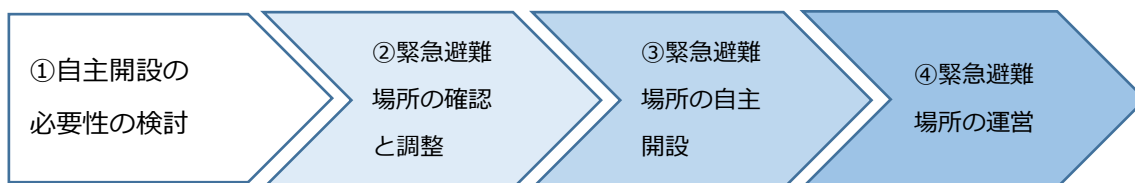
また、浸水想定区域内については、区域外への避難が困難な人が、避難建物（学校の校舎など）へ避難していただくこととなりますが、市の職員が緊急避難場所へ行くことが困難な状況が想定されるため、地域による自主開設が必要となります。

自主開設後は、市へ必ず連絡してください。その際、緊急避難場所責任者の連絡先等を確認させていただき、市と相互に連絡できる体制を作ります。

【危機管理防災課】 084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】 084-928-1154

## ○自主開設をする場合の流れ ～津波の場合～



### ①自主開設の必要性の検討

- ・津波浸水想定区域外への避難が基本ですが、津波浸水想定区域外への避難が困難な人がいる地域では、緊急避難場所を自主開設してください。

※津波浸水想定区域内は、危険な区域の中であるという認識を常に持ちましょう。

- ・開設した場合の代表者（運営役員）を確保してください。（安否、負傷者の確認など）

### ②開設場所の確認と調整

- ・自主開設しようとする場所が、予想される浸水の深さから考えて安全な場所、十分な高さがあるかなどを、ハザードマップ等で確認します。（基本的には、市指定の津波緊急避難場所を開設）

※一般的には、木造建物は2 mの浸水で損壊し、4 mの浸水で流出する可能性があり、鉄筋コンクリート造は、5 m程度の浸水までは耐えられるとされています。

- ・直前に発生した地震による影響を十分に考慮して、その建物が緊急避難場所として使用できるかどうかの事前点検を可能な範囲で行います。
- ・公立小中学校を自主開設する場合は、教職員の勤務時間内は当該学校へ、それ以外の時間帯については教育委員会（教育総務課 084-928-1108）へ、必ず事前に連絡し、了承を得てください。

### ③緊急避難場所の開設

- ・自主開設したことを、地域の住民へ連絡し、必要により避難誘導を実施します。

※この場合、避難者の津波浸水想定区域外への避難を妨げないように注意します。

- ・緊急避難場所を自主開設した場合は、市へ必ず連絡してください。

### ④緊急避難場所の運営

- ・避難者が避難してきたら、**資料③**、**資料④**等を活用して、避難者の受付を行います。
- ・緊急避難場所の状況は、正時（毎時0分）を目安に確認し、取りまとめておきます。

■【参考】津波浸水想定区域を含む学区・地区一覧表

| No. | 学区・地区 | No. | 学区・地区 |
|-----|-------|-----|-------|
| 1   | 東     | 22  | 引野    |
| 2   | 西     | 23  | 蔵王    |
| 3   | 南     | 24  | 大津野   |
| 4   | 霞     | 25  | 春日    |
| 5   | 川口    | 26  | 緑丘    |
| 6   | 手城    | 27  | 長浜    |
| 7   | 深津    | 28  | 野々浜   |
| 8   | 樹徳    | 29  | 日吉台   |
| 9   | 旭     | 30  | 神村    |
| 10  | 光     | 31  | 今津    |
| 11  | 水呑    | 32  | 高西    |
| 12  | 箕島    | 33  | 松永    |
| 13  | 高島    | 34  | 柳津    |
| 14  | 鞆     | 35  | 金江    |
| 15  | 走島    | 36  | 藤江    |
| 16  | 曙     | 37  | 横島    |
| 17  | 多治米   | 38  | 田島西部  |
| 18  | 桜丘    | 39  | 田島東部  |
| 19  | 西深津   | 40  | 千年    |
| 20  | 新涯    | 41  | 常石    |
| 21  | 川口東   | 42  | 能登原   |

## 3 自主開設に当たって ～共通編～

---

### ■開設に当たって気をつけること

- 開設する場所が、発生している災害の危険区域の中ではないか。
- 開設する施設に損傷がないか。
- 開設する施設に十分なスペースがあるか。
- 開設する施設のライフライン（電気・上下水道）は通じているか。
- 運営に当たって必要なもの（書類、筆記用具、スマートフォン、充電器など）は準備できているか。
- 自主開設したことを周辺住民にどのように伝えるか。

### ■運営に当たって気をつけること

- 避難者同士が協力し、できることは自分で行います。
- 重要なことは、みんなで話し合って決めます。
- 常に公平性に配慮して運営します。
- 男女双方の意見を反映するため、運営役員がいずれかの性別に偏らないようにします。また、更衣室、授乳スペース、おむつ交換スペースなどを設置することも検討します。
- 高齢者や障がい者など、配慮が必要な人には、個別に対応します。
- 緊急避難場所にペットを連れてきた場合は、屋外での飼育を基本とし、飼い主が責任を持って飼育します。
- 季節ごとに次の事項に気をつけましょう。
  - 夏・・・食中毒、熱中症
  - 冬・・・室温の低下、換気（暖房器具の不完全燃焼、感染症予防）
- 定期的に市への状況連絡や情報交換をお願いします。

## 4 参考資料

---

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 資料① | 学区・地区自主開設マニュアル（ひな形）  |
| 資料② | 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト |
| 資料③ | 避難者受付表（個人記入用）        |
| 資料④ | 避難者名簿一覧表（運営保管用）      |
| 資料⑤ | 市への状況報告メモ            |

# 学区・地区自主開設マニュアル

|                 |       |        |           |
|-----------------|-------|--------|-----------|
| 学区・地区名          |       |        |           |
| 対象となる<br>災害     |       |        |           |
| 緊急避難場所<br>(施設名) |       |        |           |
| 開設する<br>タイミング   |       |        |           |
| 開錠方法            | 【判断者】 | 【連絡方法】 | 【開錠者(複数)】 |
| 自主開設の<br>周知方法   |       |        |           |
| 代表者(責任者)        |       |        |           |

裏面あり

## 緊急避難場所レイアウト

利用可能な設備の設置場所・使用方法（給水、空調、ストーブ、備蓄など）

施設利用上の留意事項

## 緊急避難場所の開設前の建物チェックリスト

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| 緊急避難場所名称 |  |     |  |
| 点検日時     |  | 点検者 |  |

| 項目            | 確認内容         | 結果        | 備考 |
|---------------|--------------|-----------|----|
| 建物            | 窓ガラスは割れていないか | はい<br>いいえ |    |
|               | 壁に大きなひびはないか  | はい<br>いいえ |    |
|               | 傾いていないか      | はい<br>いいえ |    |
|               | ガスが漏れていないか   | はい<br>いいえ |    |
| スペース          | 使用できる部屋はあるか  | はい<br>いいえ |    |
|               | 収容物は壊れていないか  | はい<br>いいえ |    |
| ライフ<br>ライン    | 電気が使えるか      | はい<br>いいえ |    |
|               | 水道が使えるか      | はい<br>いいえ |    |
|               | トイレが使えるか     | はい<br>いいえ |    |
| すべてをチェックしましたか |              | はい<br>いいえ |    |

※自主開設をする場合は、市へ必ず連絡してください。

※地震や津波の緊急避難場所は屋外（広い場所）や津波浸水想定区域外への避難が基本です（10 ページ参照）。

【危機管理防災課】084-928-1228

【災害対策(警戒)本部（ホットライン）】084-928-1154

## 避難者受付表

※太枠内を記入してください。

【受付番号： 】

|                                          |            |            |                                 |  |
|------------------------------------------|------------|------------|---------------------------------|--|
| せたいだいひょうしゃめい<br>世帯代表者名                   |            |            | でんわばんごう<br>電話番号                 |  |
| じゅうしょ<br>住所                              |            |            |                                 |  |
| にゅうしよねんがっぴ<br>入所年月日                      |            |            | しよぞくちやうない じ ち かい<br>所属 町内(自治)会  |  |
| ひなん かぞく かた きにゅう<br>避難したご家族の方を記入してください。   |            |            |                                 |  |
| なまえ<br>名前                                | ねんれい<br>年齢 | せいべつ<br>性別 | びこう しえん ひつようせい<br>備考 (支援の必要性など) |  |
|                                          | さい<br>歳    |            |                                 |  |
|                                          | 歳          |            |                                 |  |
|                                          | 歳          |            |                                 |  |
|                                          | 歳          |            |                                 |  |
|                                          | 歳          |            |                                 |  |
|                                          | 歳          |            |                                 |  |
| といあわ<br>問合せがあったとき、住所及び名前を公表しても<br>よいですか？ |            |            | はい ・ いいえ                        |  |
| (その他)                                    |            |            |                                 |  |
|                                          |            |            |                                 |  |
|                                          |            |            |                                 |  |

|                    |       |               |  |
|--------------------|-------|---------------|--|
| たいしよねんがっぴ<br>退所年月日 | 年 月 日 | れんらくさき<br>連絡先 |  |
| い ききじゅうしよ<br>行き先住所 | 〒     |               |  |

## 【避難者の方へ】

- ・ この名簿は、緊急避難場所運営のために用いるものです。
- ・ 記入内容に変更がある場合には、速やかに申し出てください。
- ・ 名簿を公表することによって、ご親族の方等に安否を知らせることができますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてはご家族で判断してください。

## 避難者名簿一覧表

|   | 世帯主(代表者)の名前 | 人数 | 所属町内(自治)会 | 備考 |
|---|-------------|----|-----------|----|
| 1 |             |    |           |    |
| 2 |             |    |           |    |
| 3 |             |    |           |    |
| 4 |             |    |           |    |
| 5 |             |    |           |    |
| 6 |             |    |           |    |
| 7 |             |    |           |    |
| 8 |             |    |           |    |
| 9 |             |    |           |    |
| 0 |             |    |           |    |
| 1 |             |    |           |    |
| 2 |             |    |           |    |
| 3 |             |    |           |    |
| 4 |             |    |           |    |
| 5 |             |    |           |    |
| 6 |             |    |           |    |
| 7 |             |    |           |    |
| 8 |             |    |           |    |
| 9 |             |    |           |    |
| 0 |             |    |           |    |

## 市への状況報告メモ

## ＜連絡内容＞

|          |              |
|----------|--------------|
| 報告日時     | 年 月 日 時 分    |
| 学区・地区名   |              |
| 緊急避難場所名  |              |
| 報告者(責任者) |              |
| 相手(市)の名前 |              |
| 市の連絡先    | 084-928-1154 |

## ＜連絡事項＞

|          |    |   |    |   |
|----------|----|---|----|---|
| 避難世帯数    | 世帯 |   |    |   |
| 避難者数     | 人  |   |    |   |
| (男女の数)   | 男性 | 人 | 女性 | 人 |
| (要配慮者の数) | 人  |   |    |   |
| その他      |    |   |    |   |
|          |    |   |    |   |
|          |    |   |    |   |
|          |    |   |    |   |
|          |    |   |    |   |

※正時（毎時0分）を目安に状況を確認し、とりまとめてください。